

# 2024 年度会員登録について

詳細

2024 年度は、会員証の切り替え年度につき、すべての登録会員は新会員証となります。新会員証に「2024 年」会費納入シールを貼付して送付いたします。

なお、JBC の継続手続き期限は、2024 年 4 月 30 日までといたします。この期限を過ぎたものについては、新規会員として取り扱いますので期限は厳守して下さい。

## 4. 高等学校登録会員

### 高等学校登録会員手続き

継続手続き期限 連盟受付 2024 年 3 月 31 日まで

JBC 受付 2024 年 4 月 30 日まで

※新規入会者の手続きは随時受け付けますので、速やかに必要事項を記入し、申請して下さい。

- 1) JBC 高等学校会員登録申請書（高等学校登録・様式 H-1 と会員名簿・様式 H-2）  
様式 H-1(データ入力用)および様式 H-2(会員入力用、チーム入力用)に必要な事項（氏名、住所、生年月日、所属連盟、学校名等の記載漏れのないよう注意）を入力したデータを送付して下さい。なお、様式 H-1 は押印のうえ JBC 送付用および連盟保存用の 2 部を送付して下さい。
- 2) 資 格  
「高等学校設置基準」によって設置された高等学校に在籍し、2024 年 4 月 1 日現在満 18 歳未満の高校生で、承認された高等学校及び高校生に限る。
- 3) 会員証（ピンク色ライン入り）  
表面は、JBCNo.、氏名、所属連盟名、支部名、クラブ名を印刷し、裏面には「2024 年」会費納入シールを貼付し送付します。（生年月日、住所の記入は任意）
- 4) 会員番号のつけ方(卒業まで同番号を使用すること)  
連盟コード 高等学校 学校番号 個人番号  
(例) 東京の高等学校登録 1 3 - H - 0 1 0 0 1
- 5) 会 費（次表のとおり）

会費内訳	金 額
JBC 会費	3,000 円
連盟会費	2,000 円
合 計	5,000 円

※ 1 校 年額 5,000 円とし、登録会員数に制限を設けない。

## 5. ジュニア会員

### ジュニア会員登録手続き

継続手続期限 連盟受付 2024年3月31日まで

JBC受付 2024年4月30日まで

※ ジュニア新規会員は、随時受け付けます。速やかに必要事項を記入し申請して下さい。

#### 1) JBC ジュニア会員登録申請書 (様式 J-1)

様式 J-1(データ入力用)フォームに必要事項(氏名、住所、生年月日、所属連盟、学校名、学年、支部名、クラブ名の記載漏れのないよう注意)を入力したデータを送付して下さい。

#### 2) 資 格

- (1) 高校生 高等学校在学中で2024年4月1日現在満18歳未満の生徒
- (2) 中学生 中学校在学中の生徒
- (3) ジュニア 小学生及び(1)、(2)に該当しない2024年4月1日現在満18歳未満のジュニア

#### 3) 会員証 (黄緑色ライン入り)

表面は、JBCNo、氏名、所属連盟名、支部名、クラブ名を印刷し、裏面には「2024年」会費納入シールを貼付し送付します。(生年月日、住所の記入は任意)

#### 4) 会員番号のつけ方 (連盟コード、ジュニアのJ、そのあとの5桁)

- (1) 高校生 20001 ~ 29999 (2万台使用)
- (2) 中学生 30001 ~ 39999 (3万台使用)
- (3) ジュニア 40001 ~ 49999 (4万台使用)

※卒業または資格を変更した場合以外は継続して同番号を使用すること

#### 5) 会 費 (次表のとおり)

会費内訳	金 額
JBC 会費	300 円
連盟会費	200 円
合 計	500 円

(入会金は免除)

### ※ 注意事項

#### 1. 会員証の再発行について

会員証の紛失、破損、氏名変更、移籍、支部・クラブ移動、実業団の名称変更等による会員証の再発行は、各申請書に必要事項を記入し提出して下さい。

会員証の再発行はすべて JBC で発行します。再発行(移籍)手数料は 300 円(税込)です。

#### 2. 実業団会員から個人正会員、個人正会員から実業団会員への移動は、継続扱いとなり入会金は不要です。(年会費及びクラブ移動による会員証再発行手数料は必要)

3. 個人普通会員から個人正会員または実業団会員に移動、個人正会員または実業団会員から個人普通会員への移動はすべて新規扱いとなります。
4. ジュニア会員、高等学校登録会員、学生会員から個人正会員、個人普通会員、実業団会員に移動する場合は、継続期間内のみ継続扱いとなり入会金は不要です。
5. 会員の年度会費納入済みシールの紛失、破損等による再交付は、一律 1,500 円を徴収いたします。(年度会費納入シールは、金券と同じです。十分に注意をして取り扱って下さい。)
6. 入会金及び会費は全て不課税としております。